

報告事項

（1）薬局の認定制度について

地域連携薬局の認定状況

【第 72 回埼玉県地方薬事審議会】

令和 7 年 1 月 18 日

埼玉県保健医療部薬務課

認定薬局制度の 概要について

地域連携薬局、専門医療機関連携薬局

- 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。

- ・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（**地域連携薬局**）
- ・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（**専門医療機関連携薬局**）

患者のための薬局ビジョンの「かかりつけ薬剤師・薬局機能」に対応

患者のための薬局ビジョンの「高度薬学管理機能」に対応

地域連携薬局

※2025年4月末時点に4,208件



〔主要要件〕

- ・関係機関との情報共有（入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等）
- ・夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画
- ・地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
- ・在宅医療への対応（麻薬調剤の対応等）

等

専門医療機関連携薬局

※2025年4月末時点に207件



〔主要要件〕

- ・関係機関との情報共有（専門医療機関との治療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等）
- ・学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置

等

＜専門性の認定を行う団体＞

- 日本医療薬学会（地域薬学ケア専門薬剤師（がん））
- 日本臨床腫瘍薬学会（外来がん治療専門薬剤師）

出典：令和7年度第16回薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会資料

特定の機能を有する薬局の認定要件

特定の機能を有する薬局の都道府県知事の認定は、構造設備や業務体制に加え、機能を適切に発揮していることを実績により確認する必要があるため、1年ごとの更新とする。

【地域連携薬局】

	法 律	基 準
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<ul style="list-style-type: none">○ 利用者が座って服薬指導等を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口及び相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備の設置○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<ul style="list-style-type: none">○ 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（月平均30回以上の報告・連絡の実績）○ 地域の他の薬局に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<ul style="list-style-type: none">○ 開店時間外の相談応需体制の整備○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備○ 地域の他の薬局への医薬品供給体制の整備○ 麻薬の調剤応需体制の整備○ 無菌製剤処理を実施できる体制の整備（他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を含む。）○ 医療安全対策の実施○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置○ 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤薬剤師の半数以上の配置○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する、地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修を計画的な実施○ 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報を提供した実績
4	居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<ul style="list-style-type: none">○ 在宅医療に関する取組の実績（月平均2回以上の実績）○ 高度管理医療機器等の販売業の許可の取得並びに必要な医療機器及び衛生材料の提供体制

特定の機能を有する薬局の認定要件

【専門医療機関連携薬局域連携薬局】

①新法第6条の3第1項の厚生労働省令で定める傷病の区分は、「がん」とすること。

	法 律	基 準
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 利用者が座って服薬指導等を受ける個室等の設備の設置<input type="radio"/> 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 専門的な医療の提供等を行う医療機関との会議への継続的な参加<input type="radio"/> 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備<input type="radio"/> 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（①の傷病の区分に係る患者の半数以上報告・連絡した実績）<input type="radio"/> 地域の他の薬局に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 開店時間外の相談応需体制の整備<input type="radio"/> 休日及び夜間の調剤応需体制の整備<input type="radio"/> 地域の他の薬局への①の傷病の区分に係る医薬品供給体制の整備<input type="radio"/> 麻薬の調剤応需体制の整備<input type="radio"/> 医療安全対策の実施<input type="radio"/> 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置<input type="radio"/> ①の傷病の区分に係る専門性を有する常勤薬剤師の配置<input type="radio"/> 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する①の傷病の区分に係る専門的な研修の計画的な実施<input type="radio"/> 地域の他の薬局に対する①の傷病の区分に係る研修の継続的な実施<input type="radio"/> 地域の他の医療提供施設に対する①の傷病の区分に係る医薬品の適正使用に関する情報を提供した実績

地方薬事審議会の関与

- ・医薬品医療機器等法施行令第1条の3(地方薬事審議会で審議する事務)
 - 一 法第6条の2第1項の都道府県知事の認定に係る事務
 - 二 法第6条の3第1項の都道府県知事の認定に係る事務

地域の医療提供体制を検討するうえで、特定の機能を有する認定薬局の役割が重要。都道府県において薬局の認定がどのような状況になるのか、今後どのような方針で地域の医薬品提供体制を考えいくのか審議する。

1年に1回程度、認定薬局の認定状況等を審議会において報告することとされた（R3.5.25審議会で了承）。

認定数の目標値

【指標】

「地域連携薬局」の認定を取得した薬局数

【目標値】

●埼玉県5か年計画

0薬局（令和2年度末）➡800薬局（令和8年度末）

●第8次埼玉県地域保健医療計画

227薬局（令和4年度末）➡800薬局（令和8年度末）

【目標値の根拠】

日常生活圏域（中学校区）において、患者が自身に適した地域連携薬局を選択できるよう、公立中学校（令和3年度416校）の数を2倍した数を設定

埼玉県の地域連携薬局数



地域連携薬局：265件

専門医療機関連携薬局：14件

(令和7年9月末現在)

全国の認定数

◆地域連携薬局

全数 4,252 (令和7年7月31日時点)

北海道	190	東京都	664	滋賀県	43	徳島県	28
青森県	31	神奈川県	363	京都府	127	香川県	52
岩手県	37	新潟県	104	大阪府	278	愛媛県	44
宮城県	97	山梨県	13	兵庫県	168	高知県	21
秋田県	24	長野県	37	奈良県	35	福岡県	117
山形県	31	富山県	42	和歌山県	14	佐賀県	9
福島県	82	石川県	38	鳥取県	30	長崎県	30
茨城県	155	岐阜県	49	島根県	15	熊本県	30
栃木県	54	静岡県	134	岡山県	49	大分県	29
群馬県	59	愛知県	175	広島県	108	宮崎県	20
埼玉県	263	三重県	68	山口県	29	鹿児島県	37
千葉県	205	福井県	16			沖縄県	8

全国4位

◆専門医療機関連携薬局

全数 213 (令和7年7月31日時点)

北海道	18	東京都	21	滋賀県	6	徳島県	1
青森県	1	神奈川県	16	京都府	2	香川県	0
岩手県	2	新潟県	1	大阪府	19	愛媛県	3
宮城県	6	山梨県	0	兵庫県	9	高知県	0
秋田県	1	長野県	4	奈良県	1	福岡県	9
山形県	4	富山県	2	和歌山県	0	佐賀県	2
福島県	1	石川県	1	鳥取県	0	長崎県	5
茨城県	8	岐阜県	3	島根県	0	熊本県	3
栃木県	3	静岡県	4	岡山県	3	大分県	2
群馬県	3	愛知県	11	広島県	4	宮崎県	1
埼玉県	13	三重県	2	山口県	2	鹿児島県	2
千葉県	14	福井県	0			沖縄県	0

全国6位

全国の薬局数に対する認定薬局数の比率

◆地域連携薬局

(%)

北海道	7.51	東京都	8.87	滋賀県	6.25	徳島県	7.75
青森県	4.74	神奈川県	8.39	京都府	10.13	香川県	9.60
岩手県	5.21	新潟県	8.72	大阪府	6.09	愛媛県	5.49
宮城県	7.38	山梨県	1.68	兵庫県	5.64	高知県	5.25
秋田県	4.69	長野県	6.82	奈良県	5.95	福岡県	3.98
山形県	4.74	富山県	7.66	和歌山県	3.09	佐賀県	1.95
福島県	9.04	石川県	6.75	鳥取県	11.11	長崎県	4.31
茨城県	11.38	岐阜県	4.53	島根県	4.36	熊本県	3.00
栃木県	5.75	静岡県	6.84	岡山県	5.99	大分県	5.88
群馬県	6.08	愛知県	4.37	広島県	6.85	宮崎県	3.74
埼玉県	8.00	三重県	7.66	山口県	3.47	鹿児島県	4.06
千葉県	8.02	福井県	4.48			沖縄県	1.04

◆専門医療機関連携薬局

(%)

北海道	0.73	東京都	0.25	滋賀県	0.87	徳島県	0.26
青森県	0.16	神奈川県	0.42	京都府	0.16	香川県	0.00
岩手県	0.16	新潟県	0.09	大阪府	0.36	愛媛県	0.16
宮城県	0.57	山梨県	0.00	兵庫県	0.29	高知県	0.00
秋田県	0.00	長野県	0.58	奈良県	0.00	福岡県	0.27
山形県	0.65	富山県	0.37	和歌山県	0.00	佐賀県	0.39
福島県	0.11	石川県	0.17	鳥取県	0.00	長崎県	0.70
茨城県	0.58	岐阜県	0.28	島根県	0.29	熊本県	0.33
栃木県	0.31	静岡県	0.21	岡山県	0.47	大分県	0.17
群馬県	0.30	愛知県	0.27	広島県	0.25	宮崎県	0.17
埼玉県	0.43	三重県	0.45	山口県	0.26	鹿児島県	0.35
千葉県	0.41	福井県	0.00			沖縄県	0.00

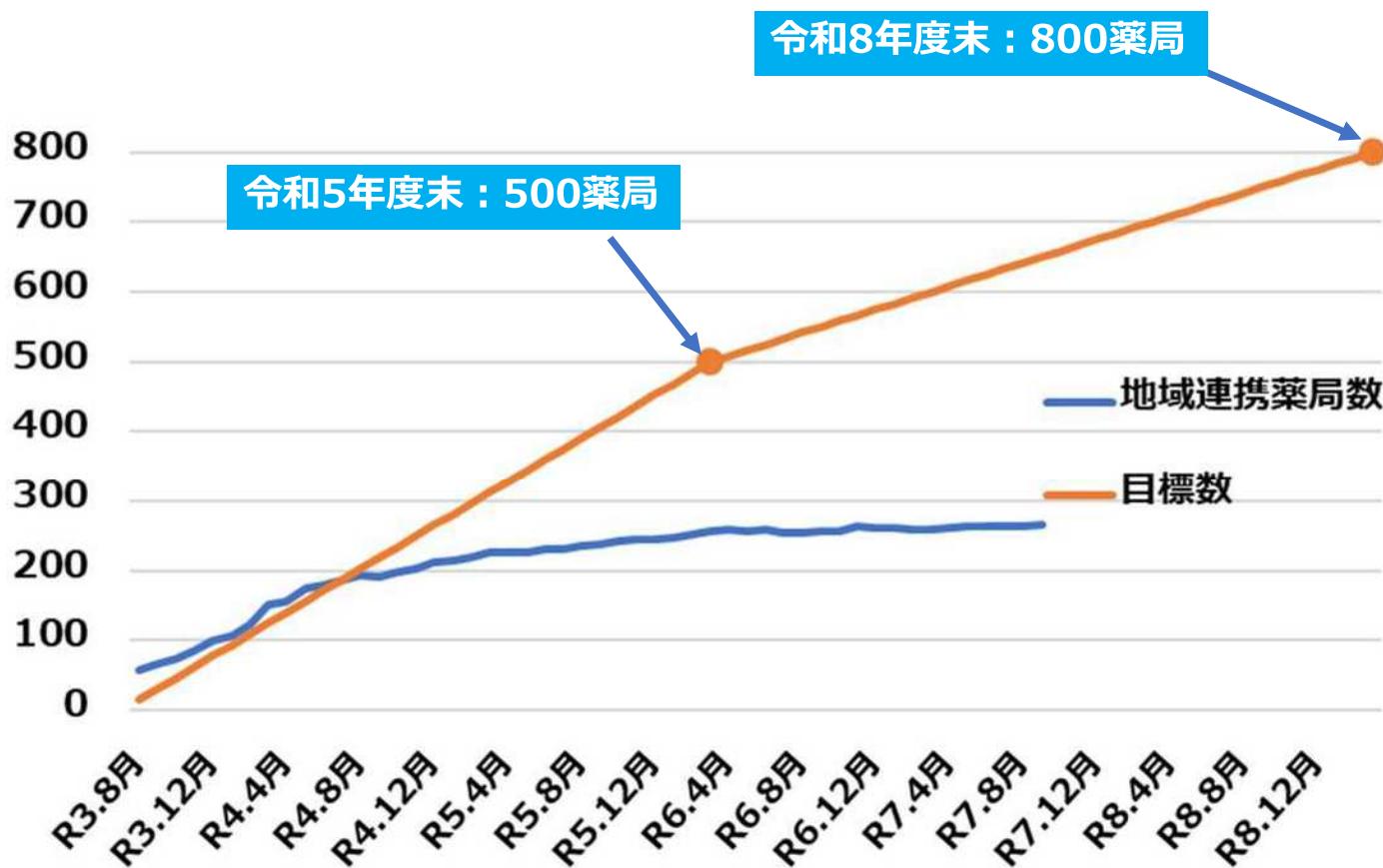
全国10位

全国10位

令和7年3月31日現在
令和6年度衛生行政報告例のデータから作成

地域連携薬局の 認定状況について

地域連携薬局認定数と目標値

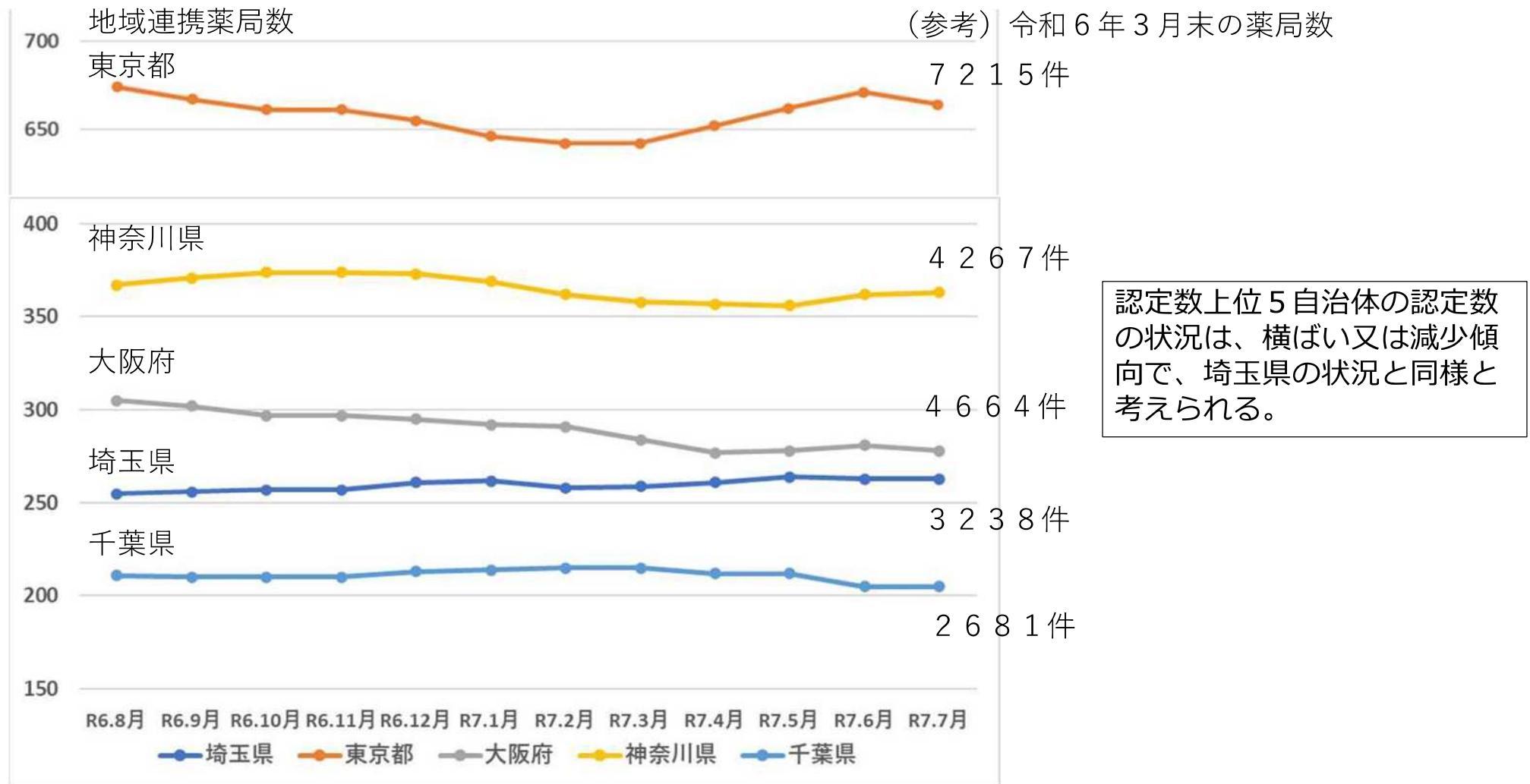


令和6年度地域連携薬局申請薬局
新規申請 38薬局
継続申請 229薬局

地域連携薬局：265薬局
※令和7年9月末現在

＜原因＞
・一部の認定要件を満たすこと
が難しい
・調剤報酬上のインセンティブ
がない

地域連携薬局数上位 5 都府県の認定数推移



主な薬局開設者毎の認定取得数

	薬局開設者	認定薬局数
1	ain中央	44
2	日本調剤(株)	24
3	(株)アイセイ薬局	23
3	クラフト(株)	23
5	クオール(株)	16
6	(株)ainファーマシーズ	12
6	アポクリート(株)	12
8	ウエルシア薬局(株)	8
8	総合メディカル(株)	8
10	ファーマライズ(株)	5
10	みよの台薬局(株)	5
12	(株)かくの木	4
12	(株)昭和薬品	4
12	(株)ハローコーポレーション	4
15	(株)鈴木薬局	3
16	その他	70
	合計	265

195

認定取得数上位 16 社の認定薬局数が、全認定薬局数の約 75 %を占めている。複数の薬局を開局している開設者は、認定取得したノウハウを水平展開して認定薬局数を増やすことは可能であるが、個人薬局等にとってハードルが高く、申請に至っていないことが考えられる。

埼玉県の取組み

埼玉県の取組み

(1) 住民・薬局への周知

①薬務課が制作する広報物を活用し認定薬局制度について周知

⇒ジェネリック医薬品の使用促進する啓発物の「薬局をもっと身近に！」の項目に記載
薬と健康の週間等で配布

【リーフレット】



【絆創膏】



埼玉県の取組み

（1）住民・薬局への周知

- ②多数の薬局が参加する県薬剤師会主催の研修会において、地域連携薬局の制度及び取得方法について講演

【実績】

- ・地域連携薬局 認定取得のための研修会
(実施日) 令和7年10月26日（日）13時30分～15時30分
(対象者) 新たに地域連携薬局を取得希望、取得予定の薬剤師
- ・地域連携薬局のための研修会（地域包括ケアに関する研修会）
(実施日) 令和7年10月29日（水）19時00分～21時00分
(対象者) 地域連携薬局に勤務する薬剤師

埼玉県の取組み

（2）地域連携薬局に対して認定取得後の注意点を周知

⇒地域連携薬局の認定数が伸び悩んでいることの原因の一つに更新時に常勤薬剤師の要件を満たせないことが挙げられる。

そのため、認定証の送付と一緒に薬剤師の採用、異動等について注意を促すリーフレットを同封している。

《認定取得後の手続き等について》



①認定更新申請について

- ・認定期間は1年間です。
- ・認定を継続するためには、認定期間が満了する2か月前から1か月前までに更新申請に必要な書類を提出してください。
- ・添付資料は省略できるものもありますので、H.P.で御確認ください。

《注意事項》

薬剤師の異動、新規採用等により、認定要件を満たさなくなり、認定を継続することができない薬局があります。薬剤師の異動等の際は御注意ください。

②変更届について

- ・以下の事項を変更したときは、30日以内に変更届を提出してください。
- 【要変更の事項】
- ア 認定薬局開設者の氏名（開設者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名を含む。）及び住所
- イ 専門医療機関連携薬局にあっては、専門性の認定を受けた薬剤師の氏名
- ・薬局の名称を変更しようとするときは、あらかじめ変更届を提出してください。
- ・添付資料についてはH.P.で御確認ください。
- ※保健所に提出する薬局開設許可に係る変更届とは別に県薬務課に提出する必要があります。

③返納届について

- ・地域連携薬局等と称することをやめたことにより認定証を返納するときは、称することをやめた日から30日以内に返納届を提出してください。（認定を継続しない場合は、有效期間が満了した日から30日以内に返納届を提出してください。）

④認定薬局である旨の掲示について

- ・認定を受けた薬局は、認定証を薬局の見やすい場所に掲示してください。
- ・当該薬局内の見やすい場所及び当該薬局の外側の見やすい場所に次に掲げる事項を表示してください。
- ア 地域連携薬局等である旨
- イ 地域連携薬局等の機能に係る説明

掲示物の例は⑤に記載のH.P.に掲載しているので、参考にしてください。

⑤申請書類送付先・お問い合わせ先

埼玉県保健医療部 薬務課 販売指導担当

- ・住所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1
- ・電話：048-830-3622
- ・H.P.：地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局（埼玉県H.P.）
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0707/hanbai/nintelyakkyoku_top.html

まとめ

まとめ

- ・「地域連携薬局」の認定を取得した薬局数の目標が800薬局（令和8年度末）であるが、令和7年9月末で265薬局と進捗は頭打ちの状況となっている。
- ・目標値との乖離について、1年以上勤務している常勤薬剤師が全薬剤師の半数以上いなければならないなど、一部の認定要件を満たすことが難しいことや、地域連携薬局として認定を受けたとしても調剤報酬上のインセンティブがないことが挙げられる。
- ・現在、地域連携薬局を増やす取り組みとして、薬局・県民に対するリーフレットや啓発物を用いた周知、また埼玉県薬剤師会等と連携し、薬局に対し認定取得方法等について周知を図っているが、今後もこの取組を継続していく。
- ・地域連携薬局については、制度上の課題等もあり、現在、国の検討会で認定基準の見直しも論点となっている。県としては、このような国の動向も注視し、都道府県間で緊密に連携しながら、必要に応じて国に問題提起ていきたい。

報告事項

（2）知事指定薬物の指定状況について

知事指定薬物の指定状況

【第72回埼玉県地方薬事審議会】

令和7年11月18日

埼玉県保健医療部薬務課

危険ドラッグに係る国の規制

年月	国
平成19年2月	医薬品医療機器等法第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の交付により、指定薬物の指定を開始
平成25年2月～	指定薬物の包括指定の開始（合成カンナビノイド系、カチノン系）
平成26年6月	池袋にて自動車死亡事故発生
7月	池袋事件の2薬物を指定薬物として初の緊急指定
12月	危険ドラッグに関係する医薬品医療機器等法の一部改正 ・検査命令・販売等停止命令の対象拡大、広告中止命令や広域的な規制の導入 ・指定薬物及び無承認医薬品に係る広告規制の拡充 ・プロバイダへの削除要請、損害賠償責任の制
平成28年4月～	LSD類似物質の個別指定
令和7年5月	エトミデート*を指定薬物に指定
令和7年11月8日現在	累計 2,472物質を指定

*エトミデート

〔エチル=1-(1-フェニルエチル)-1H-イミダゾール-5-カルボキシラート〕

国内では「笑気麻酔」と称する、液状（電子タバコで吸引できるリキッド状）のものが乱用される事例が確認されている。



出典：沖縄県薬務生活衛生課、沖縄県警察本部

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年埼玉県条例第19号）

（目的）

第一条 この条例は、薬物の濫用による被害が深刻化している状況を踏まえ、薬物の濫用の防止に関し、県等の責務を明らかにし、基本的な施策及び薬物の依存症からの患者の回復の支援のための施策を定めるとともに、薬物の製造、販売等の規制を行うことにより、薬物の濫用による危害から県民の健康及び安全を確保し、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

六 前各号に掲げるもののほか、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。第十一一条第一項において「精神毒性」という。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められる物

（知事指定薬物の指定）

第十一一条 知事は、第二条第六号に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、最新の科学的知見に基づき精神毒性を有すると認められるものを知事指定薬物として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、埼玉県地方薬事審議会の意見を聴かなければならない。ただし、県民の健康及び安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ埼玉県地方薬事審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合において、知事は、第一項の規定による指定を行った後、速やかに、その旨を埼玉県地方薬事審議会に報告するものとする。

4 第一項の規定による指定は、規則の定めるところにより、その旨を告示することにより行うものとする。

埼玉県地方薬事審議会規則（平成17年規則第184号）

（小委員会）

第七条 審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属すべき委員は、委員及び特別委員のうちから会長が指名する。
- 3 小委員会に委員長を置き、小委員会に属する委員のうちから会長がこれを指名する。
- 4 委員長は、小委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長に事故があるときは、小委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 前条第二項から第四項まで、次条及び第九条の規定は、小委員会について準用する。

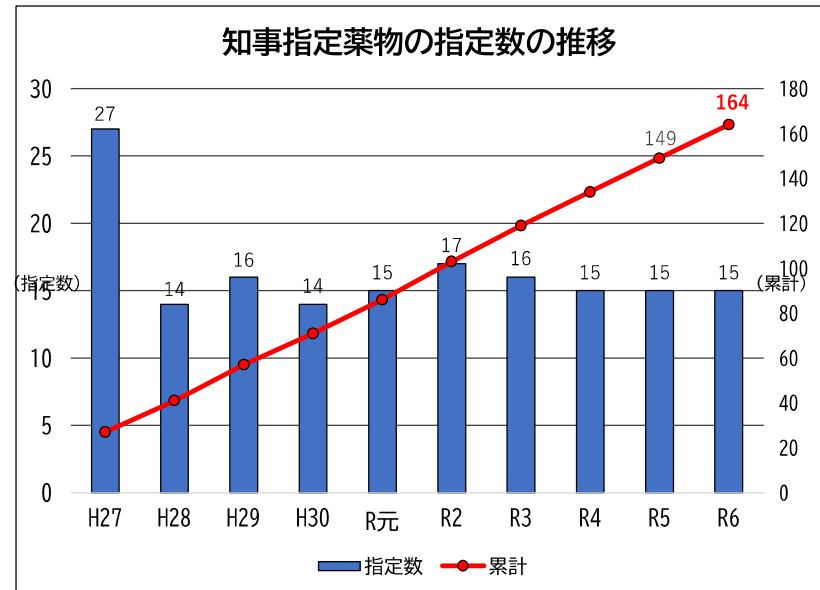
知事指定薬物に係る審議、指定の概要

1 埼玉県地方薬事審議会 薬物指定審査委員会開催状況 (令和6年度)

- 開催回数：5回（詳細は別添のとおり）
- 審議物質数：15物質

2 知事指定薬物数（令和6年度）

- 15物質を指定（詳細は別添のとおり）
- 条例制定後から令和6年度までに累計164物質を指定し、いずれも大臣指定薬物*の規制開始に伴い失効（知事指定後9日後）



* 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（抜粋）

第2条

15 この法律で「指定薬物」とは、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（覚醒剤、麻薬及び向精神薬並びにあへん及びけしがらを除く。）として、厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

薬物指定審査委員会開催状況（令和6年度）

【第1回】

1 開催日 令和6年4月5日（金）～4月10日（水）（書面）

2 審議物質の概要

	名称	通称名	構造式
1	(8R)-N,N-ジエチル-6-メチル-1-[（チオフェン-2-イル）カルボニル]-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類	1T-LSD	

3 知事指定薬物告示日 令和6年5月1日（水）（埼玉県告示号外第13号）

4 特記事項

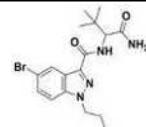
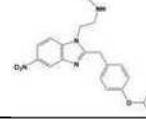
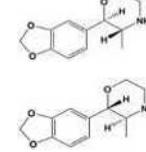
（1）上記1品目は、大臣指定薬物の規制開始に伴って令和6年5月11日（土）に失効した。

薬物指定審査委員会開催状況（令和6年度）

【第2回】

1 開催日 令和6年7月5日（金）～7月10日（水）（書面）

2 審議物質の概要

	名称	通称名	構造式
1	<i>N</i> -(1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-5-ブロモ-1-ブチル-1 <i>H</i> -インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類	ADB-5' Br-BUTINACA	
2	<i>N</i> -エチル-2-{2-[(4-イソプロポキシフェニル) メチル]-5-ニトロ-1 <i>H</i> -ベンゾ[<i>d</i>]イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類	N-Desethyl isotonitazene	
3	(2 <i>R</i> , 3 <i>R</i>)-2-(ベンゾ[<i>d</i>] [1,3]ジオキソール-5-イル)-3-メチルモルフォリン、(2 <i>S</i> , 3 <i>S</i>)-2-(ベンゾ[<i>d</i>] [1,3]ジオキソール-5-イル)-3-メチルモルフォリン及びそれらの塩類	3, 4-MDPM, 3-MDPM, 3, 4-Methylene dioxyphenmetrazine	

3 知事指定薬物告示日 令和6年8月7日（水）（埼玉県告示号外第18号）

4 特記事項

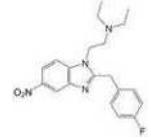
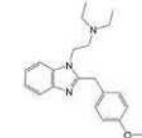
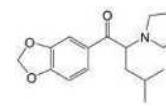
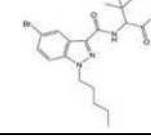
（1）上記3品目は、大臣指定薬物の規制開始に伴って令和6年8月17日（土）に失効した。

薬物指定審査委員会開催状況（令和6年度）

【第3回】

1 開催日 令和6年10月18日（金）～10月25日（金）（書面）

2 審議物質の概要

	名称	通称名	構造式
1	<i>N</i> , <i>N</i> -ジエチル-2-{2-[(4-フルオロフェニル) メチル] -5-ニトロ-1 <i>H</i> -ベンゾ[<i>d</i>] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類	Flunitazene, Fluonitazene	
2	<i>N</i> , <i>N</i> -ジエチル-2-{2-[(4-メトキシフェニル) メチル] -1 <i>H</i> -ベンゾ[<i>d</i>] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類	Metodesnitazene, Metazene	
3	1-(ベンゾ[<i>d</i>] [1, 3] ジオキソール-5-イル) -4-メチル-2-(ピロリジン-1-イル) ペンタン-1-オン及びその塩類	MD-PiHP, MD-PHiP	
4	<i>N</i> -(1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル) -5-ブロモ-1-ペンチル-1 <i>H</i> -インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類	ADB-5' Br-PINACA	

3 知事指定薬物告示日 令和6年11月6日（水）（埼玉県告示号外第30号）

4 特記事項

(1) 上記4品目は、大臣指定薬物の規制開始に伴って令和6年11月16日（土）に失効した。

薬物指定審査委員会開催状況（令和6年度）

【第4回】

1 開催日 令和6年12月24日（金）～令和7年1月14日（火）（書面）

2 審議物質の概要

	名称	通称名	構造式
1	2-（エチルアミノ）-2-（2-フルオロフェニル）シクロヘキサン-1-オン及びその塩類	2F-NENDCK、 2F-2OXO-PCE、2-FXE、 2-fluorodeschloro-N-ethyl-ketamine	
2	2-[（4-メトキシフェニル）メチル]-5-ニトロ-1-[2-（ピロリジン-1-イル）エチル]-1 <i>H</i> -ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類	Metonitazepyne、 N-Pyrrolidino Metonitazene	
3	(8 <i>R</i>)-6-アリル-1-（シクロプロパンカルボニル）- <i>N</i> , <i>N</i> -ジエチル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類	1cP-AL-LAD	
4	(8 <i>R</i>)-1-（シクロプロパンカルボニル）- <i>N</i> -メチル- <i>N</i> -（プロパン-2-イル）-6-メチル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類	1cP-MiPLA、1cP-MIPLA	

3 知事指定薬物告示日 令和7年1月24日（金）（埼玉県告示号外第1号）

4 特記事項

（1）上記4品目は、大臣指定薬物の規制開始に伴って令和7年2月3日（月）に失効した。

薬物指定審査委員会開催状況（令和6年度）

【第5回】

1 開催日 令和7年2月21日（金）～令和7年2月27日（木）（書面）

2 審議物質の概要

	名称	通称名	構造式
1	(1) (8 <i>R</i>)— <i>N</i> , <i>N</i> —ジエチル—6—メチル—1—[3—(トリメチルシリル) プロパノイル]—9, 10—ジデヒドロエルゴリン—8—カルボキシアミド及びその塩類	1S—LSD	
2	<i>N</i> —メチル— <i>N</i> —プロピルトリptamin及びその塩類	MPT, Methylpropyltryptamine	
3	5—ニトロ—2—[(4—プロポキシフェニル) メチル]—1—[2—(ピロリジン—1—イル) エチル]—1 <i>H</i> —ベンゾ [d] イミダゾール及びその塩類	Protonitazepyne, N—Pyrrolidino protonitazene	

2 知事指定薬物告示日 令和7年3月5日（水）（埼玉県告示号外第5号）

3 特記事項

(1) 上記3品目は、大臣指定薬物の規制開始に伴って令和7年3月15日（土）に失効した。